

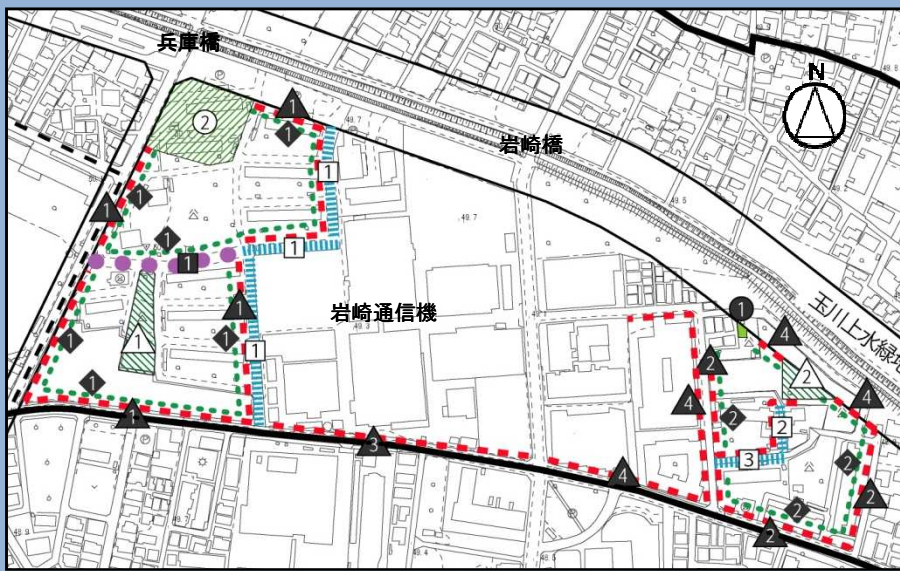
2 地区計画(原案)

地区計画に定める地区施設は以下のとおりです。
※地区施設とは、地区計画の目標を実現するため、道路の幅員や公園、広場などを定めるものです。

地区施設

方針

- ・道路ネットワークの充実を図るため、区画道路や通路を整備する。
- ・玉川上水につながるみどりの充実を図るため、公園や環境緑地を維持・創出する。
- ・安全で快適な歩行者空間を確保するため、敷地内に歩道状空地进行を整備する。



凡例	
区画道路	①: 幅員約 7m 延長約 260m
	②: 幅員 4m 延長約 30m
	③: 幅員約 5m 延長約 50m
通路	①: 幅員約 7m 延長約 100m
歩道状空地	▲: 幅員 2.5m 延長約 615m
	▲: 幅員 2.3m 延長約 365m
	▲: 幅員 2.5m 延長約 180m
公園	①: 面積約 1,050㎡
	②: 面積約 3,000㎡
広場	▲: 面積約 1,340㎡
	▲: 面積約 300㎡
緑地	①: 面積約 50㎡
環境緑地	◆: 幅員 2m 延長約 710m
	◆: 幅員 1m 延長約 300m

※公園①は区立兵庫橋公園(久我山3丁目5番)

■ 玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり計画を作成しました!

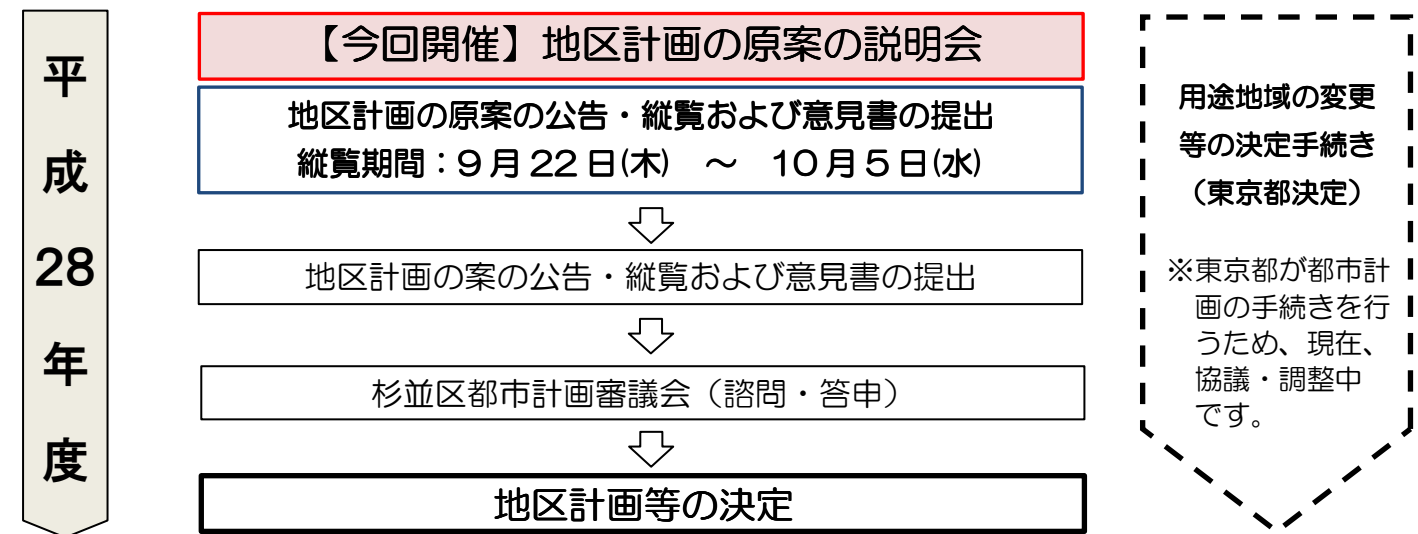
まちづくり計画は、地域住民主体の協議会から提案された「まちづくり構想」、区の方針や関連計画等を踏まえ、まちの将来像やまちづくりの方針を定め、その実現に向けた具体的な手法等を提示するものです。

○具体的な取組

- ①用途地域の変更や地区計画の策定等の都市計画決定(今回のまちづくりだよりでご案内した内容です。)
- ②区の制度や事業の活用
 - ・狭い道路の整備促進 ⇒ 重点的に整備する路線を選定し、整備促進を図ります。
 - ・緑化の推進 ⇒ みどりのベルトづくり事業等を活用し、みどりの連続性と接道部緑化を推進します。
 - ・良好な景観の形成 ⇒ 杉並区景観計画や地区計画、ガイドラインを活用して、良好な景観の形成を図ります。

■ 今後の進め方(予定)

地区計画の策定や用途地域の変更等の都市計画決定までの進め方(都市計画法および杉並区まちづくり条例に基づく手続き)は、次のとおりです。



これまでの「玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり」に関する資料は杉並区ホームページでご覧いただけます
トップページ > 区政情報 > 都市整備 > まちづくり・住宅 > 玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり

【問い合わせ】 杉並区 都市整備部 まちづくり推進課 地区計画係 電話 03-3312-2111(代表)

玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくりだより No. 7

発行: 平成28年9月 / 杉並区都市整備部まちづくり推進課

地区計画の原案の説明会を開催致します!

日頃より、杉並区のまちづくりにご理解とご協力をいただきありがとうございます。
本年5月以降、玉川上水・放射5号線周辺地区まちづくり計画(案)及び地区計画(原案の案)について、説明会やオープンハウスを開催し、ご意見等を伺ってまいりました。

区では、このたび、地区計画の都市計画決定に向け、地区計画(原案)を策定しましたので、以下の日程で説明会を開催致します。なお、この説明会は都市計画法および杉並区まちづくり条例に基づくもので、地区計画の都市計画決定に向けた手続きのひとつです。

今回のまちづくりだよりでは、説明会の当日に説明する内容のうち、地区計画(原案)を中心に特集していますのでご覧ください。

※杉並区まちづくり条例とは

まちづくりに関する施策の基本的な事項やまちづくりへの参画の手続きを定め、まちづくりを総合的かつ計画的に推進すること目的としたものです。地区計画等の原案を作成した場合は説明会の開催、原案の縦覧や意見書の提出方法などを位置づけています。

地区計画の原案の説明会

日時	9月21日(水曜日)	14時30分 ~ 16時 19時 ~ 20時30分
	9月22日(木曜日、祝日)	10時 ~ 11時30分
※3回とも同じ内容になります。ご都合の良い日時にお越し下さい。		
会場	久我山会館 1階ホール(久我山3丁目23番20号)	

※事前の申し込みはありません。直接会場までお越し下さい。
※駐車場はありません。車での来場はお控え下さい。



地区計画の原案の公告・縦覧および意見書の提出について (都市計画法第16条、杉並区まちづくり条例第9条・第11条)

地区計画の原案の公告・縦覧、意見書の提出を開始致します。地区計画の原案について、地区計画区域内の土地の所有者等は、意見書を提出することができます。

地区計画の原案の名称: 都市計画玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画

公告の日: 9月21日(水曜日)

縦覧期間: 9月22日(木曜日)~10月5日(水曜日)

縦覧場所: まちづくり推進課(区役所西棟3階。土・日曜日・祝日を除く)、久我山会館1階(久我山3-23-20。9月26日(月曜日)を除く)

なお、地区計画の原案は区ホームページからもご覧になれます。

意見書の提出方法: 杉並区長宛とし、地区計画の原案の名称、意見、住所、氏名をご記入の上、10月12日(水曜日)午後5時(必着)までにまちづくり推進課へ郵送またはご持参ください。(様式は自由です。区ホームページに掲載している様式もお使いいただけます。)



